

子どもたちの明るい未来のために・・・

「教職員の働き方改革」を推進します

文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を推進しています。この一環として、学校現場では、教職員の1か月の時間外在校等時間（以下、超過勤務）について「45時間以内」、1年間の超過勤務については、「360時間以内」とする取組を進めており、上越市では「市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を以下のように策定しています。



時間外の勤務時間を「1か月45時間以内」「1年間360時間以内」を目標とします。特に「月80時間を超える時間外勤務」「年間720時間を超える時間外勤務」※を行っている教員をゼロにします。

※月80時間超:過労死や健康障害の危険性が指摘されています。

＜令和6年度の上越市立小・中学校教職員の勤務実態＞

		R6(年平均)		R6(年平均)	
小学校 45h超	上越市	37.6%	小学校 80h超	上越市	3.6%
	新潟県	29.8%		新潟県	2.0%
中学校 45h超	上越市	36.4%	中学校 80h超	上越市	4.3%
	新潟県	41.6%		新潟県	7.9%



○働き方改革のこれまでの取組

教職員の1日当たりの勤務時間は7時間45分です。例えば、8時10分から16時40分までの勤務の場合、18時40分まで「翌日の授業準備」、「生徒(生活)指導対応」「部活動指導」等に従事した場合、2時間の超過勤務となります。1か月の勤務日数を22日と想定すると超過勤務は44時間となり、超過勤務の上限となります(土日の部活動を含むことを考えると、抜本的な改革が必要)。これまで、上越市は以下の取組を行ってきました。

- ・勤務時間に関する意識改革 例:教職員一人一人のタイムマネジメント、勤務時間内の会議・面談の実施
- ・業務の精選、効率化 例:会議の精選、学校行事、業務の見直し
- ・部活動における負担軽減 例:部活動ガイドラインの策定、部活動の地域展開、参加する大会の精選
- ・働きやすい環境づくり 例:積極的、計画的な年次有給休暇の取得

○働き方改革のこれから（「学校・教師が担う業務に係る3分類」の更なる推進）

文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。

「学校・教師が担う業務に係る3分類」は以下のように示されており、業務の優先順位を踏まえた精選・見直しや、学校と保護者・地域住民との役割分担の見直しが求められています。

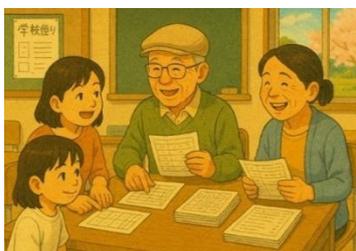
文部科学省「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務



登下校に関する対応/放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応/学校徴収金の徴収・管理/地域ボランティアとの連絡調整

学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務



調査・統計等への回答等/児童生徒の休み時間における対応/校内清掃/部活動

学校の業務だが、負担軽減が可能な業務



給食時の対応/授業準備/学習評価や成績処理/学校行事の準備・運営/進路指導/支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※現在、文部科学省は中央教育審議会に特別部会を設置して、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の更新協議を進めています。

上記の赤線の分類に基づき、学校は、学校運営協議会等の場において、地域や保護者の皆様と相談しながら、業務の優先順位を踏まえた精選・見直しや、役割分担の見直しを進めてまいります。

☆引き続き、土日や学校閉庁日の緊急の連絡は、市教委が受けます☆

お子さんの命にかかわること（交通事故や急な病気やけがによる入院や手術など）の連絡は、

・平日 … これまでどおり各学校の学校緊急電話へ

・土日、祝日、学校閉庁日 … 上越市教育委員会の緊急電話へ 市教委緊急電話 080-2371-0781

※ 学校緊急電話（市契約）、市教委緊急電話は、音声通話のみです。ショートメールは使用できません。

学校の働き方改革は、教育委員会や教職員だけで進めることはできません。

先生方が毎日元気に子どもたちの前に立って、

子どもたちの未来につながる力を育む教育を行うために…



保護者・地域の皆様のご理解とご協力をお願いします